

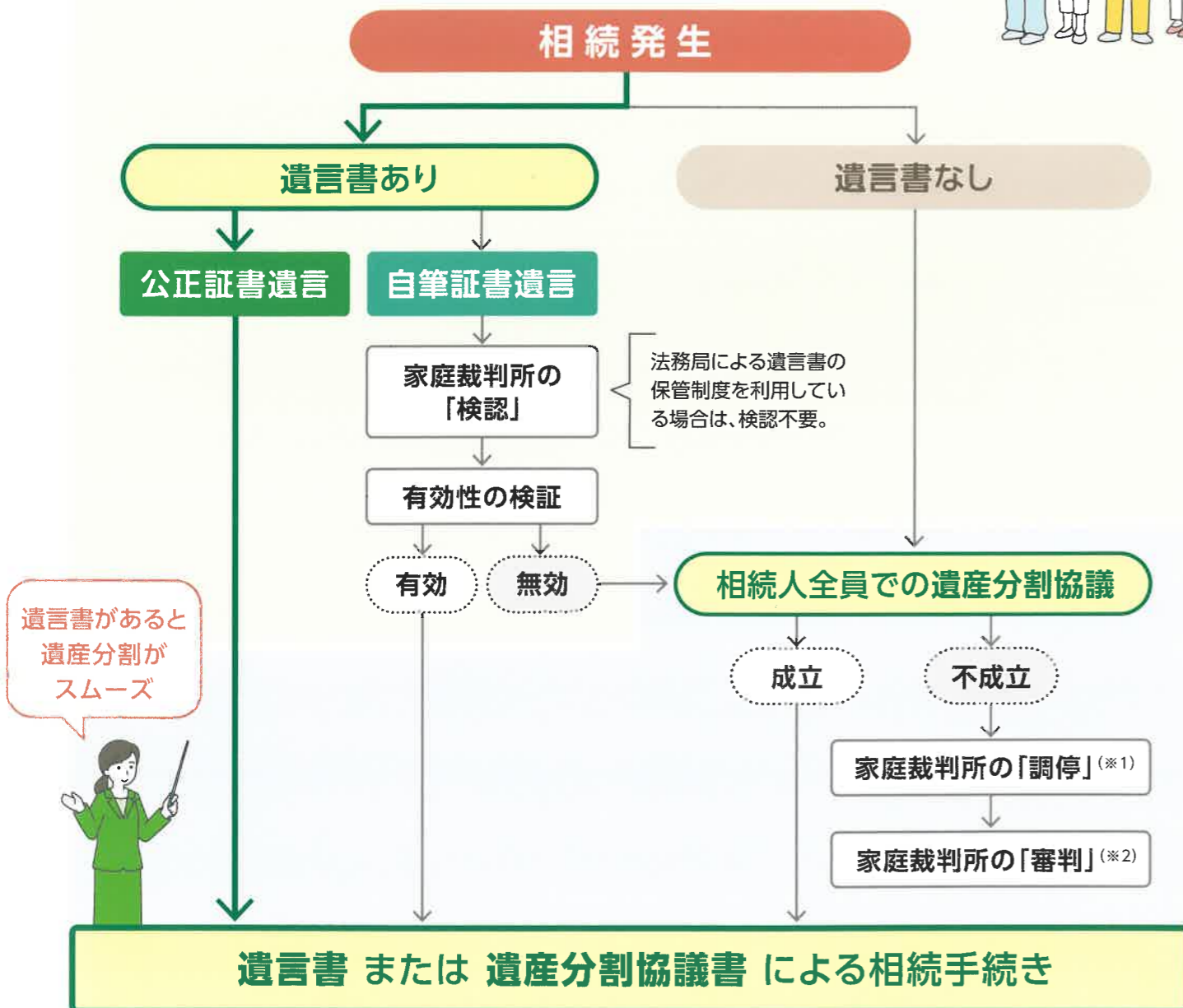
# JAの遺言信託

JAの遺言信託は、お客さまの想いを確実に実現するため、相続全般に関するご相談や遺言書作成に関するアドバイスからその保管、遺言執行まで、長期にわたってトータルにサポートさせていただくサービスです。

※「JAの遺言信託」とは、JA・信連が遺言信託代理店として取扱う農中信託銀行の遺言信託です。農中信託銀行は、JAの信用事業の全国機関である農林中央金庫100%出資の信託銀行であり、JA・信連が行う遺言信託代理業務は契約締結の媒介です。

## 相続手続きの流れ

相続発生後は、遺言書の有無、種類に応じて以下のとおり手続きを行います。



(※1) 家庭裁判所において、当事者間の話し合いを助言して解決を図ろうとする制度  
(※2) 家庭裁判所において、裁判官が各相続人の相続をする財産を決定する制度

あなたの大切な資産を次世代へ

JAの

# 遺言信託

あなたの大切な想いをお預かりします

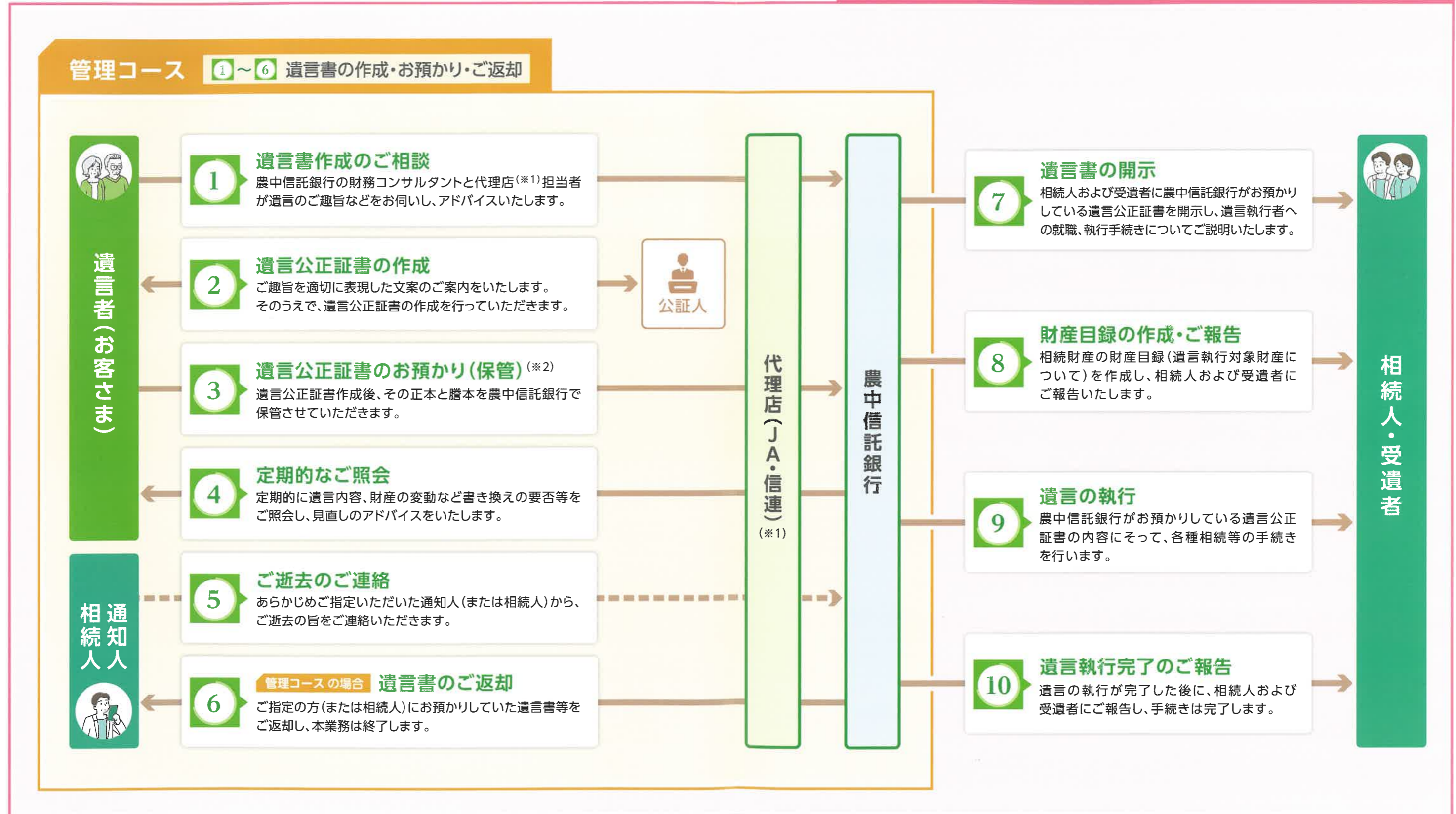
# 遺言信託のしくみ



遺言書作成のご相談から遺産分割の手续完了まで安心してお任せください。

JAの遺言信託には **管理コース** **執行コース** の2つのコースをご用意しています。

## 執行コース ①～⑩ 遺言書の作成・お預かり・遺言の執行・完了報告



（※1）代理店とは、農中信託銀行と遺言信託代理店契約を結んだJA・信連をいいます。  
（※2）お預かりした遺言公正証書は、農中信託銀行が適切と認める者（専門の保管会社など）に再委託することがあります。

# JAの遺言信託のメリット



## 遺言書保管料が不要

お客さまが作成した遺言公正証書を責任をもってお預かりします。



## 年2回の定期的なご照会

お預かり後は年2回、遺言内容、財産の変動など書き換えの要否等をお尋ねします。

# こんな方におすすめ

**農業などの事業後継者に事業用の資産を相続させたい方**

**円満に遺産分割を済ませたい方**

**相続人以外の方に財産を渡したい方**

**相続人が配偶者と、被相続人の兄弟姉妹の方**

特に執行コースの場合

相続手続きは煩雑で何から手をつけてよいかわからない方

ご多忙で遺産の名義変更などの手続きができない方

相続人同士が遠くに住んでいる方

# JAの遺言信託でお引き受けできる範囲

- 農中信託銀行がお預かりするのは、遺言公正証書です。
- 法律により、信託銀行は財産に関する遺言執行のみが認められており、身分に関する事項についてはお引き受けできません。
- 遺言執行の対象となる財産は、遺言に記載された財産のうち農中信託銀行が執行できる範囲内とさせていただきます。
- ご相談の内容によってはお引き受けが難しい場合もありますのでご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

# 費用のご案内

## 遺言信託に関する費用 (2026年4月1日現在)

● 遺言書保管契約時		管理コース	執行コース	(消費税等10%込)
取扱手数料				220,000円
変更取扱手数料 <sup>(※1)</sup>				55,000円
遺言書保管料				無料

## ● 遺言執行手続き完了時

遺言執行報酬		相続税評価額による執行対象財産額に、以下の率を乗じた額 <sup>(※2)</sup> の合計額 <sup>(※3)</sup> に1.10を乗じた額	
その他の財産に対して (消極財産は含みません)	農中信託銀行およびJA・信連・農林中央金庫にお預入れまたはお取扱いの預貯金、投資信託、国債、金融債券、出資金、建物更生共済等に対して		0.24%
	5,000万円以下の部分		1.60%
	5,000万円超 1億円以下の部分		1.20%
	1億円超 2億円以下の部分		0.80%
	2億円超 3億円以下の部分		0.64%
	3億円超 5億円以下の部分		0.48%
	5億円超 10億円以下の部分		0.40%
10億円超 の部分		0.24%	
<b>最低報酬額</b>			<b>880,000円</b>

(※1) 農中信託銀行でお預かりしている遺言書の内容を変更する場合申し受けます。(※2) 円未満切捨て (※3) 千円未満切捨て

## ● その他お客さまにご負担いただく費用

- 戸籍謄本、固定資産評価証明書、不動産登記簿謄本等の取り寄せ費用
- 預貯金等残高証明書等発行手数料
- 遺言公正証書作成の公証人手数料
- 相続税申告等にかかる税理士報酬 など
- 不動産相続登記等名義変更の費用



お問い合わせ先：遺言信託代理店

※当代理店が行う遺言信託代理業務は、契約締結の媒介です。